

住宅用防災機器の設置義務化について

近年、住宅火災による死者数(放火自殺等を除く)は、全国的に増加傾向で推移しており、平成15年には1,000人を超えています。そのほとんどは逃げ遅れ等によるものですが、中でも65歳以上の高齢者の死者が半数以上を占め、今後、高齢社会の進展とともに急激に増加する恐れがあります。

一方、平成15年度に内閣府が実施した「消防・救急に関する世論調査」(対象：全国20歳以上3,000人)においては、住宅用防災機器の設置義務化について「賛成」、「どちらかといえば賛成」という意見が約7割を占めました。

これらのことを踏まえ、火災を早期に発見し、逃げ遅れを防ぐことを目的として、平成16年6月に消防法が改正され、これまで設置義務のなかった住宅のすべてに、住宅用防災機器を設置することが義務付けられました。

本市でも、消防法等に基づいて、札幌市火災予防条例を改正する予定ですが、改正に当たって、市民の皆さんからの意見を募集します。

1 住宅用防災機器とは

今回改正された消防法では、住宅の所有者、管理者または占有者に、次のいずれかの「住宅用防災機器」の設置を義務付けています。

(1)「住宅用防災警報器」

熱や煙を感知して警報音や音声で火災を知らせるものをいい、一般的には「住宅用火災警報器」とも呼ばれています。

(2)「住宅用防災報知設備」

熱や煙を感知する感知器からの信号を受けて、受信機が火災の発生を知らせる設備をいい、一般的には「住宅用火災報知設備」とも呼ばれています。

2 住宅用防災機器の設置を義務付ける場所

(1) 消防法に基づいて設置を義務付ける場所

就寝室

普段、実際に「就寝用として使用している居室」で、熟睡等による逃げ遅れを防ぐことを目的としています。

階段(屋外に設置されている階段は除きます)

下の階で発生した火災を、いち早く知らせることを目的としています。

廊下

、によって住宅用防災機器を設置する必要がない階で、7平方メートル(4畳半程度)以上の部屋が5つ以上ある階の廊下(廊下がない場合は、上または下の階に通じる階段(屋外に設置されている階段は除きます))。

(2) 札幌市火災予防条例で独自に設置を義務付ける場所

台所

既に、自動火災報知設備や住宅用スプリンクラー設備が設置されている部屋は、設置が免除されます。

3 条例改正（案）に対する意見募集

札幌市では、札幌市火災予防条例を改正するに当たり、条例素案等を記載した資料を配布するとともに、市民の皆さまからの意見を募集します。

(1) 意見募集の対象

台所に住宅用防災機器の設置を義務付けることについて

以下のことから、台所にも住宅用防災機器を設置することが、わたしたちの安全な暮らしにつながると考えます。

- ・建物火災の7割は、住宅火災です。
- ・こんろからの出火は、住宅火災の2割以上を占めています。
- ・こんろ火災での負傷者が非常に多いという特徴があります。

適用時期について

条例の施行日は、消防法に基づき、平成18年6月1日とします。新築住宅（施行日以降に工事を開始する住宅）には施行日から適用されます。

ただし、既存住宅については、周知期間として施行日から2年間の経過措置期間を設け、平成20年6月1日から適用することを検討しています。

(2) 意見募集期間

平成17年7月11日（月）～8月9日（火）の30日間

(3) 資料（条例素案等）の配布場所

札幌市消防局予防部（中央区南4条西10丁目 消防局庁舎3階）

市内各消防署予防課

市役所2階市政刊行物コーナー

各区役所総務企画課

各まちづくりセンター

札幌市消防局のホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/shobo/>）でも公表しています。

(4) ご意見の提出方法

住所、氏名を明記の上、次の方法により提出してください。

電子メール（yobo.shobo@city.sapporo.jp）

郵送（8月9日必着）

〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目 札幌市消防局予防部

ファクス 011-281-8119

札幌市消防局予防部へ持参

電話などによる口頭での意見提出はご遠慮ください。

(5) 意見の公表

いただいたご意見に対して個々に回答はいたしません。住所、氏名、個人または法人等の権利利益を害するおそれのある情報などを除き、取りまとめの上、消防局ホームページ等で公表させていただきます。

問い合わせ先：札幌市消防局予防部予防課予防係
電話 215-2040